

止まらぬ感染拡大 8自治体を県独自「警戒区域」にも もし自分が、家族が、従業員がコロナに感染したら？

感染拡大に歯止めがかかりません。埼玉県は8/27の県内感染者593名と、過去最多の感染者を発表しました。

大野知事は新たに、県独自の「警戒区域」に、飯能、狭山、入間、桶川、幸手市と宮代町の6自治体を追加。20日に指定された坂戸、吉川市と合わせ、8自治体となりました。

「警戒区域」となった自治体で、飲食店等の時短要請などに変化はありませんが、今後の状況次第では、まん延防止等重点地域へと移行する可能性があります。

会員さんの店や事務所でもコロナ発生。もうどこで出てもおかしくない状況

感染力の強いデルタ株が猛威を振るっています。ワクチン2回の接種後も、無症状で感染するという事例も後を絶ちません。

会員さん本人や家族、従業員のコロナ感染報告も民商に届いています。現在の状況では、どこで感染してもおかしくない状況です。みなさんも「もし自分が感染したらどうするか」を確認しておくことが大事です。

もしも、自分が、家族が、従業員がコロナに感染したら・・・

熱がある、体調がおかしいなど、コロナ感染を疑ったら、まずはかかりつけの病院に連絡をしましょう。対応できる病院を教えてください。受診を迷う場合は、「埼玉県受診・相談センター（048-762-8026）」や、24時間対応の「感染症県民サポートセンター（0570-783-770）」に連絡をしましょう。

検査の結果が陽性だった場合、保健所から連絡がありますので指示に従いましょう。

従業員がコロナを発症した場合など、職場内にクラスターが発生する場合があります。保健所に連絡を行いましょ。一定期間の営業休止を求められる場合がありますが、落ち着いて対処をしましょう。

もし、職場クラスター発生で休業した場合、従業員への対応や給与などは

従業員達が感染した場合、上記の保健所からの休業要請や、業種によっては店が開けないなど商売に影響が出ます。感染対策を徹底しても、それでもクラスター発生が無いとは言えません。休業となった場合の従業員対応も確認をしましょう。

PCR検査で「陰性」だった従業員・パートなどの給与 = 雇用調整助成金で対応

従業員やパート・アルバイトの給与は、給与の日に「働いたであろう換算での休業手当金」を支払い、雇用調整助成金を申請しましょう。パートなども受給できる雇用調整助成金特例は12月まで延長される予定です。

職場でコロナ感染した従業員 = 労災保険で対応 「労働者死傷病報告」を提出

感染が明らかになった従業員などは、雇用調整助成金が受けられません。労災を使って

対応します。休業補償は4日目から給与の8割ほど（特別支給金2割を含む）が支給されます。3日目までの給与と、補償外の2割は事業主負担となります。

最初にコロナ感染が判明した従業員 = 国保・社保の「コロナ傷病手当金」で対応

最初にコロナ陽性が判明した従業員は、もしかしたら職場で感染した可能性もありますが、感染経路が確定できない為、国保・社保の傷病手当で対応します。同じく4日目から支給となり、給与の2/3が支給されます。こちらと同じく3日目までの給与と、給付外の1/3は事業主負担になります。

個人事業主本人だけ、コロナ傷病手当が支給されないのは絶対おかしい

国保のコロナ傷病手当金に関しては、条例を定めたいいくつかの自治体では受給できるのですが、ほとんどの自治体で、事業主だけは支給されません。

- 法人の代表者で、社会保険に加入→社保の傷病手当支給
- 法人代表者もしくは個人事業主で国保加入、労災特別加入で、社内でコロナまん延、陽性判明が2人目以降→労災保険で支給
- 個人事業主の白色専従者で、国保加入→国保傷病手当支給
- 上記に当てはまらない国保加入の事業主→保障なし

民商では、国や各自治体に事業主の傷病手当金創設を要請しています。志木市や新座市など、20万円の傷病見舞金が創設された自治体もあります。憲法25条の生存権を求める運動のさらなる強化が必要です。

感染防止に努め、会員で集まって「コロナから、商売乗り切ろう」

感染拡大で緊急事態宣言への移行も検討されています。状況が激動する中、正しい情報の共有が大事になってきます。

民商は、営業や暮らしのことを仲間で集まって話し合い、情報を共有し合い要求を実現させていました。現在各地で支部総会が開催されています。秋からは班会も進めていく予定です。感染防止対策をしっかりとって、仲間で集まり話し合い、コロナに負けない商売を乗り切る知恵と工夫を共有しましょう。

各地で支部総会を開催 久しぶりの交流、仲間の顔を見て元気に

8/29に開催予定の第13回民商定期総会に向け、各地で支部総会が行われています。27日は、大東・むさしの支部、川越東・中央支部が合同で支部総会を開催しました。コロナで商売が厳しい中でも、久しぶりの会員同士の集まりに、積もる話に花も咲き、参加者からは笑顔も溢れました。

総会の後、10月から事前申請の始まるインボイス学習会を開催。制度を学んで仲間に知らせ、フリーランス・中小零細の免税業者が生き残れる社会実現へ、支部の集まりを増やして署名活動を強めようと誓いあいました。



編集幸喜 川越市の7万円申請の締切が7/31まで、国保・介護・後期の1期からの減免申請が7月中、月次支援金の4・5月分申請期限が8/15までということもあり、事務所の相談も増えています。現在事務局員は2名の為、事務所に来ただけ前での事前予約をお願いしています。

皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。